

那須塩原市・株式会社 うつのみや観光・株式会社 向立との

「持続可能な那須塩原市観光モデル業務連携」に関する覚書

那須塩原市（以下「甲」という。）と株式会社うつのみや観光（以下「乙」という。）と株式会社向立（乙の関連会社）（以下「丙」という。）は、次のとおり「持続可能な那須塩原市観光モデル業務連携」に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲、乙及び丙が相互の緊密な連携と協力により、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図るとともに、責任ある観光（レスポンスブル・ツーリズム）を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携し協力する。

（1）PCR検査付き旅行商品に関すること

（2）前号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める事項に関すること

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本覚書に基づく活動に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本覚書の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲、乙及び丙以外の者に対し、本覚書に基づく活動に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（協議の変更）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかが、覚書内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本覚書の有効期間は、甲、乙又は丙から書面による廃止の申出がないときは、継続するものとする。

(疑義の解決)

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の条項に疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

以上、本覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各1通を保有する。

令和2年10月20日

甲：栃木県那須塩原市共壑社108番地2

那須塩原市

那須塩原市長

乙：栃木県宇都宮市東峰町3023-20

株式会社 うつのみや観光

代表取締役

丙：栃木県宇都宮市東峰町3080番地1

株式会社 向立

代表取締役